

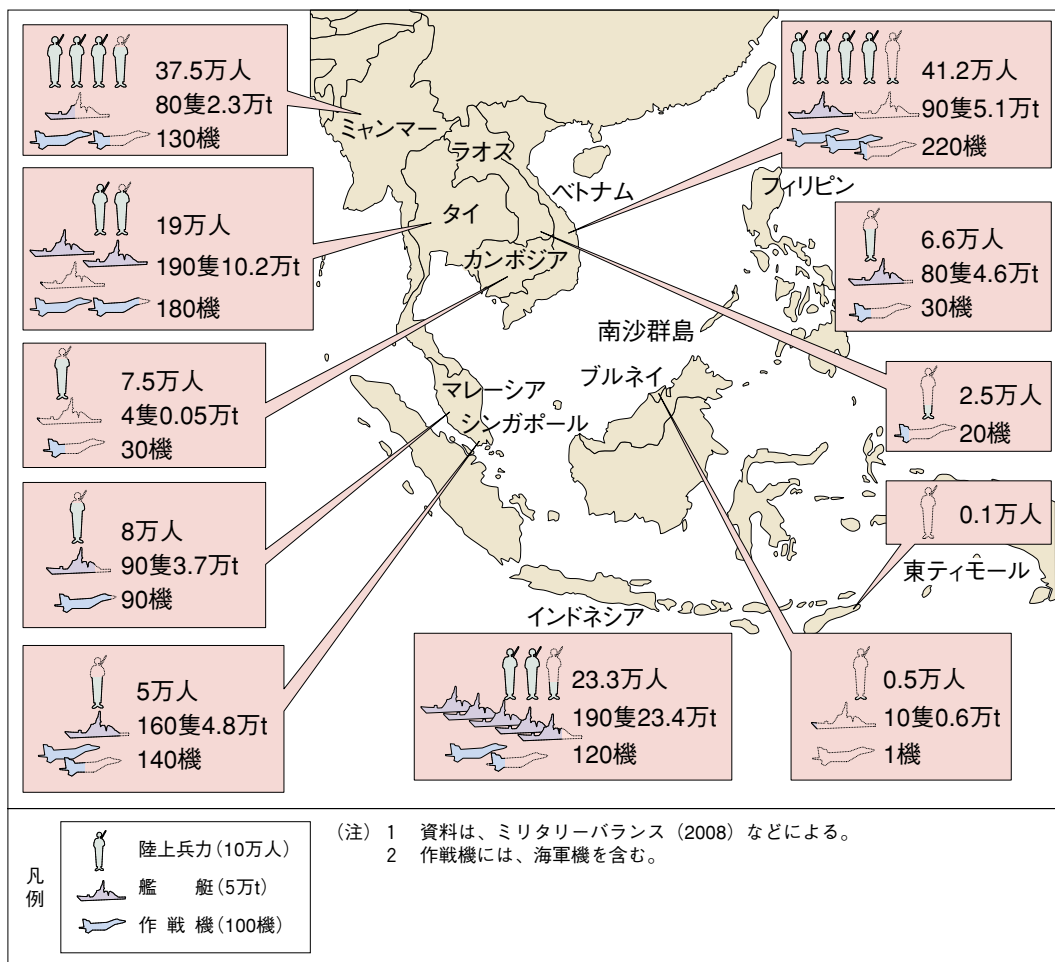
第5節 東南アジア

1 全般

東南アジアの各国は、政治的安定と着実な経済的発展に努めるとともに、域内外の各国との相互依存関係を深めてきた。この地域は、マラッカ海峡、南シナ海やインドネシア、フィリピンの近海を含み、太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝を占めている。この地域には、南沙群

島などの領有権をめぐる対立や、少数民族問題、分離・独立運動、イスラム過激派などが依然として不安定要素として存在しているほか、船舶の安全な航行を妨害する海賊行為なども発生している。この地域の各国は、伝統的な国防のほか、テロ対処、海賊などの新たな安全保障

図表 I-2-5-1 東南アジアにおける兵力状況（概数）



上の課題にも応じた軍事力などの形成に努めている。近年では、経済発展などを背景として、艦艇の新規導入などによる海軍力の整備や新型の戦闘機の導入などの軍の

近代化が進められてきている。

(図表 I-25-1 参照)

2 米国との関係

東南アジア諸国の多くは、米国との間で安全保障面での協力関係を築いてきている。

シンガポールは米国のアジア太平洋におけるプレゼンスを支持してきており、90（平成2）年には、両国は了解覚書を締結し、米国がシンガポール国内の軍事施設を利用することを可能とした。これにより、米軍は中東やアフリカの緊急事態にも迅速に対応できるようになっている。米国は、シンガポールを「主要な安全保障協力パートナー」と位置づけており、05（同17）年7月、両国は、「防衛および安全保障分野でのより緊密な協力パートナーシップのための戦略的枠組み協定」を締結し、反テロ、大量破壊兵器の拡散防止、防衛技術協力、共同軍事演習・訓練、政策対話などの分野における協力の一層の強化に合意した。

フィリピンと米国の間では、従来から密接な軍事協力関係が維持されている¹。00（同12）年以降、両国は大規模な演習である「バリカタン」を再開し、以後毎年実施している。本年2月から3月にかけて行われた「バリカタン08」では、指揮所演習およびミンダナオ島などでの民生支援活動が実施された。このほか米比間では、「バランスピストン」、「タロンビジョン」などの共同演習が実施されている。

タイと米国は、82（昭和57）年より合同軍事演習「コブラ・ゴールド」を行っており、00（平成12）年以降は多国間演習となっている。米国は、06（同18）9月に起きたタイの軍事クーデターを受け、同国への軍事援助総

額約2,900万ドルを停止したが、昨年の「コブラ・ゴールド07」は例年どおり実施され、また、同年12月に総選挙が実施されたことを受け、軍事援助の停止が解除された。本年5月の同演習では、指揮所演習のほか、災害救助、人道支援など、戦闘目的以外の項目についての訓練も行われた²。

03（同15）年には、米国が主導している「テロとの闘い」に積極的に参加していることを評価して、米国はフィリピンとタイを「主要な非NATO同盟国」³に指定している。

インドネシアとの関係では、05（同17）年2月、米国は92（同4）年以降中断していたインドネシアに対する「国際軍事教育訓練（IMET）」⁴を再開する意向を表明し、International Military Education and Training 05（同17）年11月には、インドネシアに対する武器輸出の再開を決定した。また、本年2月、ゲイツ米国防長官はインドネシアを訪問し、ユドヨノ大統領およびユウォノ国防大臣と会談し、海賊やテロ対策での協力や軍事協力の強化で合意した。

ベトナムについては、05（同17）年6月のファン・ヴァン・カイ首相（当時）による米国訪問の際、IMETに関する署名が行われ、両国の軍事協力面において大きな進展が見られた。また、06（同18）年6月には、ラムズフェルド米国防長官（当時）がベトナムを訪問してファム・ヴァン・チャー国防相（当時）と会談し、両国の軍事交流を拡大することで合意しており、06年から07年にかけて、米国防長官のほか、米太平洋軍司令官など米国防関

1) 米国は92（平成4）年にフィリピンから米軍を完全撤退させたが、相互防衛条約および軍事援助条約は維持し、99（同11）年に「訪問米軍の地位に関する条約」、02（同14）年には「相互補給支援協定」を締結している。

2) 本年5月の同演習には、タイ、米国、日本、シンガポール、インドネシアなど21か国が参加した。

3) 「主要な非NATO同盟国」とは、米国の「1961年対外支援法」と「1987年ナン修正法」により定められたもので、指定国に対し装備品の譲渡など、軍事面での優遇措置を与えるもの。米国との緊密な軍事協力関係を示す象徴的意味合いも大きい。タイとフィリピンのほかには、日本、オーストラリア、イスラエル、韓国、バーレーン、クウェート、パキスタンなど14か国が指定されている。

4) IMETは、米国の同盟国および友好国の軍関係者に対し、米国の軍教育機関などへの留学・研修の機会を提供するもの。76（昭和51）年に開始。インドネシアに対しては、インドネシア当局による東ティモール独立運動の弾圧に対する制裁措置として92（平成4）年に停止され、95（同7）年に一部制裁措置が解除されたものの、99（同11）年に再び停止されていた。

係者が頻繁にベトナムを訪問し、昨年4月には、米国はベトナムに対する武器禁輸措置を部分的に解除した⁵。

このように、米国は、多国間軍事演習「コブラ・ワールド」や「協力海上即応訓練 (CARAT)」⁶ など累次にわたる共同軍事演習や軍事技術供与、軍事援助などを通じ、東南アジア諸国との間で信頼関係を構築し、東南アジア諸国の即応能力の強化に努めている。



バリカタン演習における米軍およびフィリピン軍による地元民への医療支援〔U.S. Army〕

3 中国との関係

東南アジア諸国と中国の間では南沙群島および西沙群島の領有権について争いがある¹。02（平成14）年11月、ASEANと中国の首脳会議で、領有権問題の平和的解決へ向けた「南シナ海における関係国の行動宣言」²が署名されたが、より具体的な行動を定め、かつ法的拘束力を有する「南シナ海における地域行動規範」³の策定に向けた作業については、大きな進展は見られていない。また、昨年11月に中国は西沙群島で軍事演習を行い、12月には、中国政府が南沙群島を含む「三沙市」の設立を承認したと伝えられたことから、これに反発した民衆によるデモがベトナムで発生した。

近年、中国は、主権問題を棚上げした形で、同群島海域での資源開発を優先するよう関係国に対して積極的に働きかけている。04（同16）年9月、フィリピンとの間で南沙群島海域での共同油田探査が合意されたのに続き、05（同17）年3月には、フィリピン、ベトナムとの3か国で南シナ海における石油・天然ガスの共同探査を開始

することが合意された。同年7月には、ASEAN外相会議において、ASEANと中国の間で南シナ海海域での資源開発に関する共同作業部会の設置が決定された。

また、中国は近年、東南アジア諸国との間で、二国間および多国間の枠組みを通じた政府要人の往来など協力関係の発展に努めている。

防衛の分野においても、軍高官の往来のほかに、部隊間の交流・協力として、06（同18）年4月中越海軍艦艇によるトンキン湾の共同パトロールが開始され、昨年7月には中タイ特殊作戦部隊による対テロ合同軍事演習「突撃2007」が行われた。また、同年11月には中国からの援助としてカンボジアへ哨戒艇などが供与されたほか、同年11月の中国・ASEAN首脳会議において、温家宝総理は非伝統的安全保障分野でASEANと協力を強化する用意があり、マラッカ海峡のための海上調査訓練などに資金を提供する用意がある旨を表明した。

2-5) 武器国際取引規則 (International Traffic in Arms Regulations) を修正し、ベトナムに対する非殺傷性武器の輸出が、個別の許可・承認の条件の下で可能になった。

6) 海上演習「CARAT」は、米国が東南アジア6か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）との間で実施している、一連の二国間演習の総称である。

3-1) 現在、南沙群島については中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張しており、西沙群島については中国、台湾、ベトナムが領有権を主張している。南沙諸島をめぐる争いは、88（昭和63）年には、中国とベトナムの海軍が武力衝突し一時緊張が高まったが、その後、大きな武力衝突は生じていない。

2) 「南シナ海における関係国の行動宣言」は、南シナ海における問題を解決する際のおおまかな原則について明記された政治宣言である。

3) 「南シナ海における地域行動規範」案は、99（平成11）年のASEAN外相会議でフィリピンにより提案され、その後の会合でも協議されているが、細部について意見の隔たりが大きく策定に至っていない。

4 地域内の諸問題と協力

東南アジア諸国では、地域の多国間安全保障の枠組みとしてASEANの活用が図られている。94（平成6）年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする対話のフォーラムであるASEAN地域フォーラム（ARF）に加え、06（同18）年5月には初のASEAN国防相会議が開催され、昨年11月には第2回会議が開かれた。また、同年11月の第13回ASEAN首脳会議においては、15（同27）年までのASEAN共同体設立に向け、基本原則となるASEAN憲章が採択された¹。内政不干渉を掲げ、コンセンサス方式をとるASEANでは、これまでミャンマーに対して実効性のある措置がとられてこなかったことから、その機構改革の行方が注目されていたが、ASEAN憲章では、従来どおり全会一致を原則とし、一致が得られない場合には首脳会議が意思決定の方法を決めるとした。また、重大な憲章違反や憲章遵守違反があった場合に、問題を首脳会議に付託することや、人権機関を設立することなどが盛り込まれ、ASEANの機能強化が図られた。

東南アジア地域においては、テロや海賊のような国境を越える問題への対応のための多国間の協力が進展している。各種のASEAN会議において、テロ問題が継続的に協議されており、06（同18）年7月のARF閣僚会合では、「サイバー攻撃およびテロリストによるサイバー空間の悪用との闘いにおける協力に関するARF声明」などが採択されている。

04（同16）年7月には、マレーシア、インドネシアおよびシンガポールの3か国が、マラッカ・シンガポール海峡の海賊などの警戒のため、3か国の海軍が互いに連携を取りつつ各々自国の領域をパトロールする「調整された

パトロール（The Trilateral Coordinated Patrols）」を開始し、05（同17）年9月には、沿岸3か国の航空機による共同パトロール（Eyes in the Sky）も始動させている。また、04（同16）年以降、マレーシア、シンガポール、英国、オーストラリア、ニュージーランドによる「5か国防衛取極め（FPDA）」の枠組みで、海上阻止訓練などを内容とする共同統合演習が実施されている。わが国が提案・主導した「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）」²については、06（同18）年9月に発効し、同年11月には、同協定に基づく情報共有センターがシンガポールに設立された³。

昨年8月以降、ミャンマー国内各地で僧侶を中心とした大規模な反政府デモが頻発し、ミャンマー政府は国軍などを投入してデモの鎮圧を実行したが、この際、多数の負傷者や死亡者を出した。また、本年5月、サイクロンにより、多数の住民が被災し、家屋の損壊、交通・ライフラインの寸断など大規模な被害が発生した。この災害に対し、各国から救援要員派遣の申し出があったが、当初ミャンマー政府はタイ、インド、中国、バングラデシュ以外の国からの救援要員の受入を拒否した。しかしその後、ASEANや国連の働きかけを受け、ミャンマー政府は人道支援目的の救援要員の受入に同意した。また、被災後間もない時期に、ミャンマー政府は当初から予定されていた軍の権力を維持する内容を含む新憲法の国民投票を実施した。

東ティモールでは、06（同18）年4月の治安悪化を受け、オーストラリア、ニュージーランド、ポルトガル、マレーシアの4か国が国際治安部隊を現地に派遣し、同年8月には、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）United Nations Integrated Mission in Timor-Lesteが設立された⁴。昨年4月以降、大統領選、国民議会選挙

- 1) 本年4月末現在、批准国はシンガポール、マレーシア、ブルネイ、ラオス、ベトナム、カンボジアの6か国。憲章の発効には加盟全10か国の批准が必要。
- 2) 海賊に関する情報共有体制と各国協力網の構築を通じ、海上保安機関間の協力強化を図ることを目的としており、ASEAN諸国（フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）、日本、バングラデシュ、中国、インド、韓国、スリランカが締約国となっている。
- 3) 国際海事局（IMB：International Maritime Bureau）によると、東南アジアおよびマラッカ海峡における海賊の発生件数は、00（平成12）年が262件、以降、170件（同13年）、170件（同14年）、189件（同15年）、173件（同16年）、122件（同17年）、88件（同18年）、80件（同19年）と推移しており、04（同16）年から減少傾向にある。
- 4) 本年4月末現在、文民警察要員1,519名および軍事監視要員31名が展開している。

などが実施されたが、UNMITなどによる治安対策強化もあって、大きな騒動に至らず一連の選挙は終了した。しかし、本年2月、ラモス・ホルタ大統領およびグスマン首相に対する武装勢力による襲撃事件が発生し、これを受け、国内に非常事態宣言が発令され⁵、国連は派遣中の

UNMITのマンデートを来年2月26日まで延長した⁶。襲撃事件以降、東ティモールでは大きな混乱はないと伝えられるが、依然として治安情勢などは不安定であり、今後の同国の安定化へ向けたプロセスが注目される。

5 地域各国の軍の近代化

東南アジアの各国は、近年、経済発展などを背景として軍の近代化を進めている。空軍力については、04（平成16）年にベトナムがロシア製Su-30戦闘機を導入し、インドネシアがロシア製Su-27およびSu-30戦闘機を導入するとともに、米国からのF-16戦闘機の購入も計画中である。05（同17）年には、シンガポールが米国製F-15戦闘機の購入契約を米国との間で締結している。昨年、シンガポールがF-15戦闘機の追加購入契約を締結し、マレーシアがSu-30戦闘機を導入したほか、タイがスウェーデン製JAS-39戦闘機の導入を決定している。

また、海軍力については、これまで潜水艦を保有していなかったマレーシアが、02（同14）年にフランスとスペインが共同開発したスコルペン級潜水艦の購入契約を締結したほか、05（同17）年には、シンガポールがスウェーデン製ヴェスターゴトランド級潜水艦の購入契約を締結している。また、昨年、シンガポールではフランス

製フォーミダブル級フリゲートの1番艦が就役し、09年（同21）までに、自国建造分を合わせ全部で6隻が就役する予定である。インドネシアでは、昨年にオランダ製シグマ級コルベット2隻が就役し、09年（同21）までに全部で4隻が就役する予定である。さらに、インドネシアは昨年9月、ロシアとの間で、軍事技術および防衛協力の強化で合意し、10億米ドル規模のロシア製兵器の調達を政府借款で行う合意書に署名しており、これにはキロ級潜水艦2隻などの兵器が含まれていると伝えられている。

これら各国の軍事力の近代化の背景については、アジア通貨危機以後の経済発展のほか、地域における緊張の存続が存在するとし、軍備拡張競争には到っていないものの、各国が互いの防衛力整備の動向に注目し、反応している事例もみられるとの指摘もある¹。

4-5) 本年5月8日に解除されている。

6) 国連総会決議第1802号

5-1) 英国の国際戦略研究所（IISS）による「ミリタリーバランス2008」プレス発表（本年2月5日）